

新潟市中央卸売市場業務条例

令和2年3月27日

新潟市条例第5号

新潟市中央卸売市場業務条例（昭和46年新潟市条例第43号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第5条—第22条）

第2節 仲卸業者（第23条—第32条）

第3節 売買参加者（第33条—第36条）

第4節 関連事業者（第37条—第44条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第45条—第52条）

第4章 取引参加者の遵守事項（第53条—第69条）

第5章 物品の品質管理（第70条）

第6章 市場施設の使用（第71条—第81条）

第7章 開設者の遵守事項等

第1節 開設者の遵守事項（第82条・第83条）

第2節 検査及び監督（第84条—第86条）

第8章 雑則（第87条—第92条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、新潟市中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第4条第4項に規定する事項及び施設

の使用、監督処分その他の市場の業務運営に関する事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資することを目的とする。

(取扱品目の部類及び取扱品目)

第2条 市場の取扱品目の部類及び取扱品目は、規則で定める。

(開場の期日)

第3条 市場は、次に掲げる休業日を除き、毎日開場するものとする。

(1) 日曜日（1月5日及び12月27日から12月30日までの間における日曜日を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日から4日まで及び12月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休業日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休業日以外の日に休業することができる。

3 市長は、前項の規定により休業日に臨時に開場し、又は休業日以外の日に臨時に休業しようとするときは、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮して行うものとする。

(開場の時間)

第4条 開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の定義)

第5条 この条例において「卸売業者」とは、第7条第1項の規定により市長の許可を受

け、取扱品目について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者をいう。

(卸売業者の数の最高限度)

第6条 卸売業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに規則で定める。

(卸売業務の許可)

第7条 卸売業者として卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員の名

(3) 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類

4 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が、第10条第1項又は第86条第1項第3号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者の業務を執行する役員のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第86条第1項第3号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として存在した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したも

のを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

エ 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(4) 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるとき。

(6) 前条に定める卸売業者の数の最高限度を超えることとなるとき。

6 市長は、第1項の許可の申請をした者が第10条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるときは、第1項の許可をしないことができる。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第8条 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

4 前条第4項から第6項までの規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。こ

の場合において、前条第4項中「前項の申請書」とあるのは「第8条第3項の申請書」と、同条第5項中「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と、同条第6項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第8条第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と、「第1項の許可を」とあるのは「第8条第1項又は第2項の認可を」と読み替えるものとする。

(卸売業者の名称変更等の届出)

第9条 卸売業者は、その名称の変更その他の規則で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業務の許可の取消し)

第10条 市長は、卸売業者が第7条第5項第3号若しくは第5号のいずれかに規定する者に該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第7条第1項の許可を取り消さなければならない。

2 市長は、卸売業者が正当な理由がなく、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 第7条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に卸売の業務を開始しないとき。

(2) 引き続き1月以上卸売の業務を休止したとき。

(卸売業者の保証金の預託)

第11条 卸売業者は、第7条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(卸売業者の保証金の額)

第12条 前条第1項の保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、120万円以上1,000万円以下の範囲内において規則で定める。

2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって代用することができる。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 日本銀行が発行する出資証券
- (4) 特別の法律により法人が発行する債券

3 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額以下において規則で定める額とする。

- (1) 国債証券，地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券 額面金額に相当する額
- (2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券（前号に掲げる債券を除く。） 額面金額の100分の90に相当する額
(卸売業者の保証金の追加預託)

第13条 保証金について差押，仮差押又は仮処分命令の送達があったとき，国税滞納処分又はその例による差押があったとき，預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは，卸売業者は，市長の指定する期間内に，処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は，前項の規定による預託を完了しない場合においては，指定期間経過後その預託を完了するまでは，卸売の業務を行うことができない。

3 第1項の規定による預託については，前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(卸売業者の保証金の充当)

第14条 市長は，卸売業者が使用料，保管料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは，次項の優先して弁済を受ける権利に優先して，保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した前項の保証金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するものとする。

(卸売業者の保証金の返還)

第15条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。

(せり人の定義)

第16条 この条例において「せり人」とは、次条第1項の規定により市長の登録を受け、卸売業者がせり売の方法により販売する業務に従事させる者をいう。

(せり人の登録)

第17条 卸売業者がせり人として業務に従事させようとする者は、その者について当該卸売業者が市長の登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称

(2) 登録を受けようとする者の氏名及び住所

(3) 登録を受けようとする者がせりを行う取扱品目の部類

3 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 登録を受けようとする者の履歴書

(2) 登録を受けようとする者の住民票の写し

(3) 登録を受けようとする者の身分証明書

(4) 第5項第2号に該当しないことについて登録を受けようとする者が誓約する書面

4 市長は、第2項の規定による登録の申請があったときは、次項の規定により登録ができない場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に

次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。

(1) せり人の氏名及び住所

(2) 登録年月日

(3) 登録番号

5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 第19条又は第86条第5項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) せりを遂行するために必要な経験又は能力を有しない者であるとき。

6 市長は、前項第4号に規定する経験又は能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより、試験を行うものとする。

7 第1項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。ただし、次に掲げる者の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。

(1) 初めて登録を受ける者

(2) 第19条又は第86条第5項の規定により取消しを受けた者で、当該取消し後の最初の登録を受けるもの

(3) 第86条第5項の規定により業務の停止を命ぜられた後の最初の登録の更新を受ける者

(せり人の登録の更新)

第18条 卸売業者は、せり人にその有効期間満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとするときは、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。

2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了日の60日前から30日前までの間に、次に掲げる事項を記載した登録更新申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称
- (2) 登録の更新を受けようとするせり人の氏名及び住所
- (3) 登録年月日
- (4) 登録番号

3 前項の登録更新申請書には、前条第5項第1号及び第2号に該当しないことを第1項の登録の更新を受けようとするせり人が誓約する書面を添付しなければならない。

4 前条第5項（第3号を除く。）及び第6項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。

(せり人の登録の取消し)

第19条 市長は、せり人が第17条第5項第1号若しくは第2号のいずれかに該当することとなったとき、又はせりを遂行するに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消さなければならない。

(せり人の登録の抹消)

第20条 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。

- (1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。
- (2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の抹消を申請したとき。
- (3) 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかったとき。
- (4) 第86条第5項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。

2 前項の規定により登録を抹消されたせり人は、速やかに、登録証及び記章を市長に返

還しなければならない。

(記章の着用)

第21条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、規則で定める記章を着用しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第22条 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、残高試算表を作成し、市長に提出しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の定義)

第23条 この条例において「仲卸業者」とは、第25条第1項の規定により市長の許可を受け、卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品（法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。）を、市場内の店舗において販売する者をいう。

(仲卸業者の数の最高限度)

第24条 仲卸業者の数の最高限度は、規則で定める。

(仲卸業務の許可)

第25条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号
- (3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (4) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目の部類

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産手続の開始決定を受けて復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が仲卸しの業務について第29条第1項若しくは第2項又は第86条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるとき。
- (6) 申請者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうち、前各号（第4号を除く。）に規定する者のいずれかに該当するものがあるとき。
- (7) 仲卸業者の数が前条に定める仲卸業者の数の最高限度を超えることとなるとき。
(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第26条 仲卸業者が事業（市場における仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受け

たときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 前条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、前条第4項中「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(仲卸しの業務の相続)

第27条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第25条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

5 第25条第4項の規定は、第1項の認可について準用する。

6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。

(仲卸業者の名称変更等の届出)

第28条 仲卸業者は、その名称の変更その他の規則で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(仲卸業務の許可の取消し)

第29条 市長は、仲卸業者が第25条第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消さなければならない。

2 市長は、仲卸業者が正当な理由がなく、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第25条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に、次条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 第25条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) その業務を遂行しないとき。

(仲卸業者の保証金の預託)

第30条 仲卸業者は、第25条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。

(仲卸業者の保証金の額等)

第31条 前条第1項の保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、15万円以上50万円以下の範囲内において規則で定める。

2 第12条第2項及び第3項並びに第13条から第15条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(事業報告書の提出)

第32条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

第3節 売買参加者

(売買参加者の定義)

第33条 この条例において「売買参加者」とは、次条第1項の規定により市長の承認を受け、取扱品目の部類に属する物品について、卸売業者が行う卸売に参加する者をいう。

(売買参加者の承認)

第34条 売買参加者として卸売業者からせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号

(3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員 の氏名

(4) 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。

(2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(3) 申請者が第36条又は第86条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるとき。

(5) 申請者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうち、前各号（第2号を除く。）に規定する者に該当するものがあるとき。

(売買参加者の名称変更等の届出)

第35条 売買参加者は、その名称の変更その他の規則で定める事由が生じたときは、遅

滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(売買参加者の承認の取消し)

第36条 市長は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消さなければならない。

- (1) 第34条第4項第1号、第4号又は第5号に該当することとなったとき。
- (2) 卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき。
- (3) 死亡、解散その他規則で定める卸売に参加することができない事由が生じたとき。

第4節 関連事業者

(関連事業者の定義)

第37条 この条例において「関連事業者」とは、第39条第1項の規定により市長の許可を受け、出荷者、売買参加者、買出人（市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）その他の市場の利用者に便益を提供し、又は市場の機能の充実を図るため、市場内で店舗その他の施設において営業する者をいう。

(関連事業者の種類及び数)

第38条 関連事業者の種類及び数は、規則で定める。

(関連事業者の許可)

第39条 関連事業者として営業しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号
- (3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の名
- (4) 許可を受けて営もうとする営業の種類及び内容

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が第41条又は第86条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるとき。
- (6) 申請者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうち、前各号(第4号を除く。)に該当する者があるとき。

(関連事業者の名称変更等の届出)

第40条 関連事業者は、その名称の変更その他の規則で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(関連事業者の許可の取消し)

第41条 市長は、関連事業者が第39条第3項第1号、第2号、第5号若しくは第6号に該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第39条第1項の許可を取り消さなければならない。

2 市長は、関連事業者が正当な理由がなく、次の各号のいずれかに該当するときは、第39条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 第39条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に次条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 第39条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) その業務を遂行しないとき。

(関連事業者の保証金の預託)

第42条 関連事業者のうち市の所有する建物で営業する者は、第39条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 前項に規定する者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(関連事業者の保証金の額等)

第43条 前条第1項の保証金の額は、4万円以上120万円以下の範囲内において規則で定める。

2 第12条第2項及び第3項並びに第13条から第15条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(売上高報告)

第44条 関連事業者は、規則で定めるところにより、売上高報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の方法)

第45条 卸売業者が行う卸売は、せり売若しくは入札又は相対による取引とする。

2 卸売業者は、せり売及び入札の方法が市場の価格形成及び分配の機能の発揮に資する取引であることに配慮して、卸売を行うものとする。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、売買取引を行わなければならない。

4 卸売業者は、取扱品目について、次の各号のいずれかに該当する場合であって市長が指示したときは、指示した取引方法によらなければならない。

(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

(3) 災害が発生した場合

(4) 入荷が遅延した場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示することが適切と判断した場合

(売買取引の単位)

第46条 売買取引の単位は、規則で定める。

(物品の引渡し等)

第47条 卸売業者は、物品を買い受けた者が明らかになるように措置しなければならない。

2 物品を買い受けた者は、その物品を速やかに引き取らなければならない。

3 卸売業者は、物品を買い受けた者が引取りを怠ったと認められるときは、当該買い受けた者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格に当該価格の消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方税消費税の税率に相当する額をいう。以下同じ。）を加算して得た額をいう。以下同じ。）が前項に規定する当該買い受けた者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該買い受けた者に請求することができる。

(販売原票、仕切り及び送金)

第48条 卸売業者は、取扱物品を卸売したときは、規則で定めるところにより、速やかに販売原票を作成しなければならない。

2 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、次に掲げる事項を記載した売買仕切書及び売買仕切金（第3号の加算して得た額から第4号の手数料の額及び第5号の金額を控除して得た額をいう。以下同じ。）をその卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期

日)までに、送付しなければならない。

(1) 当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。)及び数量(当該委託者の責めに帰すべき理由により第64条の規定による卸売代金の変更をした物品(以下この項において「変更物品」という。)にあつては、当該変更に係る品目、等級、単価及び数量)

(2) 単価と数量の積の合計額(変更物品にあつては、当該変更に係る単価と数量の積の合計額)

(3) 前号の合計額に当該合計額の消費税額等相当額を加算して得た額(変更物品にあつては、変更物品に係る前号の合計額に当該合計額の消費税額等相当額を加算して得た額)

(4) 控除すべき委託手数料

(5) 当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(当該金額に当該金額の消費税等相当額を加算して得た額)

(6) 売買仕切金

3 卸売業者は、前項の売買仕切書には、前項で定める事項を正確に記載しなければならない。

(仕切り及び送金に関する特約)

第49条 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を備え付けるものとし、市長の求めがあつたときは、これを提出しなければならない。

(1) 卸売業者の名称

(2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所

(3) 特約の内容

(4) 支払方法

(買受代金)

第50条 物品を買い受けた者は、取引参加者（卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人、出荷者その他の市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。）から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（取引参加者間であらかじめ支払猶予の特約（以下この条において「特約」という。）をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額に当該額の消費税等相当額を加算して得た額をいう。）を支払わなければならない。

2 卸売業者は、特約をしたときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約が終了するまでの間、これを保存しておかなければならない。当該特約の内容を変更した場合も同様とする。

(1) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所

(2) 特約の内容

(3) 支払方法

3 市長は、第84条第1項の規定により前項の書面の提出を求め、又は当該書面を検査した場合において、当該書面の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、特約の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 当該特約が、その他の取引参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。

(2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

(支払方法)

第51条 市場における売買取引の支払方法は、送金又は現金によるものとする。

(売買取引の制限)

第52条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、及びせり直し又は再入札を命ずることがで

きる。

(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。

(2) 不当な値段が生じたとき，又は生ずるおそれがあると認めるとき。

2 取引参加者が次の各号のいずれかに該当するときは，市長は，売買を差し止めることができる。

(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。

(2) 買受代金の支払を怠ったとき。

第4章 取引参加者の遵守事項

(売買取引の原則)

第53条 取引参加者は，公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第54条 卸売業者は，出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して，不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の条件の公表)

第55条 卸売業者は，売買取引の条件について，規則で定めるところにより公表しなければならない。

(受託拒否の禁止)

第56条 卸売業者は，取扱品目に属する物品について卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には，規則で定める正当な理由がある場合を除き，その引受けを拒んではならない。

(決済の確保)

第57条 取引参加者は，第47条から第51条までの規定において定めた方法により決済を行わなければならない。

(帳簿の区分経理)

第58条 卸売業者は，規則で定めるところにより，自己の計算による取引と委託者の計

算による取引とを区分して経理しなければならない。

(売買取引の結果等の公表)

第59条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る収受の状況を含む。）その他の公正な物品の取引の指標となるべき規則で定めるものを定期的に公表しなければならない。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売)

第60条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者（以下「第三者」という。）への卸売について、規則で定めるところにより、その取引の有無を市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、第三者への卸売については、市場における取引の秩序を乱すことのないように配慮するものとする。

(市場外にある取扱物品の卸売)

第61条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、市場外にある取扱物品を卸売したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、市場の周辺の地域における一定の場所において、市場に出荷された物品を搬入して卸売をするときは、規則で定めるところにより、当該物品の保管場所について市長の指定を受けなければならない。

3 前項の指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第62条 卸売業者は、市場において取扱品目に属する物品の卸売を行ったときは、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。ただし、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合として規則で定めるものは、この限りでない。

(衛生上有害な物品等の売買禁止等)

第63条 市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず、人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品（以下この条において「衛生上有害な物品等」という。）が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 取引参加者及び関連事業者は、衛生上有害な物品等を売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

（卸売代金の変更の禁止）

第64条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したとき、又は取引参加者間の契約において代金変更に関する事項を規定しているときは、この限りでない。

（販売前における受託物品の検収）

第65条 卸売業者が受託物品を受領するにあたり行う検収は、規則で定めるところによる。

2 卸売業者は、受託物品の異状については、規則で定める証明を得なければ、委託者に対抗することができない。

（仲卸業者の業務の規制）

第66条 仲卸業者は、市場内においては、取扱品目の部類に属する物品について販売の委託を引き受けてはならない。

2 仲卸業者は、市場の卸売業者以外からの買入れ（以下「直荷引き」という。）について、規則で定めるところにより、その取引の有無を市長に報告しなければならない。

3 仲卸業者は、直荷引きについて、市場における取引の秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。

（卸売予定数量等の報告）

第67条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売予定数量及び産地その他の規則で定める事項について、市長に報告しなければならない。

(委託手数料率)

第68条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から収受する委託手数料の算定に係る率（以下「委託手数料率」という。）を定めようとする場合は、規則で定めるところにより、委託手数料率を市長に届け出なければならない。委託手数料率を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、卸売業者に委託手数料率の変更を命ずることができる。

(1) 委託手数料率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるとき。

(2) 委託手数料率が公正かつ適正な取引又は卸売業者の財務の健全性を損なうことにより物品の円滑な供給に支障を及ぼすものと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(奨励金の届出等)

第69条 卸売代金の期限内の完納を奨励するために交付する奨励金その他規則で定めるもの（以下この条において「奨励金」という。）を扱う卸売業者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する届出の内容に変更があるときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 卸売業者は、奨励金を廃止したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項に規定する届出の内容が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがある場合は、奨励金の交付を差し止め、又はその内容の変更を命ずることができる。

第5章 物品の品質管理

第70条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、物品の適正な流通を確保するため、食

品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令に即して市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

- 2 市長は、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者と連携し、物品の安全を確保し、衛生管理の向上を図るための体制の整備に努めるものとする。

第6章 市場施設の使用

（施設の使用指定）

第71条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の土地及び建物その他の施設で、市長と別に土地の貸借契約を結んだ土地を除くものをいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

- 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。
- 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請書を提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可を受けようとする者（当該者が法人である場合においては、その業務を執行する役員を含む。）が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるときは、当該指定又は当該許可をしないものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可を行った後、使用者が前項に規定する場合に該当することとなったときは、第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可を取り消さなければならない。
- 6 第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、市長の承認を受け、公共的な目的のために使用する者並びに市場施設のうち駐車場及び構築物を設置しない土地を使用する者については、この限りでない。
- 7 前項の保証金の額は、第81条第1項に規定する使用料の月額額の3倍に相当する額と

する。

(用途変更, 転貸等の禁止)

第72条 前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は, 市場施設の用途を変更し, 又は全部若しくは一部を転貸し, 若しくは市場施設を他人に使用させてはならない。ただし, 市長の承認を受けたときは, この限りでない。

(現状変更の禁止)

第73条 使用者は, 市場施設に建築, 造作, 模様替その他市場施設の現状に変更を加えてはならない。ただし, 市長の承認を受けたときは, この限りでない。

2 使用者が前項ただし書の市長の承認を受けて変更を加えた場合において, 市長は, 使用者に対し必要があると認めるときは, 施設の撤去若しくは変更を命じ, 又は相当の措置を命ずることができる。

3 市長は, 使用者が前項の規定による命令に従わないときは, 自らこれを執行し, その執行に係る費用を使用者から徴収することができる。

(施設の返還)

第74条 使用者の死亡, 解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用の資格が消滅したときは, 相続人, 清算人, 代理人又は本人(以下この条において「相続人等」という。)は, 市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状回復して返還しなければならない。ただし, 市長の承認を受けたときは, この限りでない。

2 市長は, 相続人等が原状回復しないときは, 相続人等に原状回復を命ずることができる。

3 市長は, 前項の規定により原状回復を命じたにもかかわらず, なお相続人等が原状回復しないときは, 自ら原状回復し, その原状回復に係る費用を相続人等から徴収することができる。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第75条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令)

第76条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(使用者の市場施設の清潔保持)

第77条 使用者は、常に物件を整頓して、市場施設の清潔保持に努めるとともに、荷卸場、卸売場又は仲卸売場を毎日取引終了後直ちにその場所を清潔にしなければならない。

2 使用者は、物件を通路その他自己の使用場所以外の場所に放置し、又は廃棄物を定められた場所以外の場所に投棄してはならない。

(使用者の保健衛生の措置)

第78条 使用者は、常に清掃、消毒等予防措置を講ずるとともに、不用な物件を廃棄し、保健衛生の保持に努めなければならない。

(火災の予防)

第79条 使用者は、火気の使用についてその使用及び取扱いに十分注意するほか、火災の予防について常時必要な措置を講じなければならない。

(市長の代行)

第80条 市長は、使用者が前3条の規定による措置を怠ったときは、自らこれを執行し、その執行に係る費用を使用者から徴収することができる。

(使用料等)

第81条 市場施設の使用料(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表のとおりとする。

2 市場において使用する電力、電話、ガス、水道、下水道等の費用で市長の指定するも

のは、使用者の負担とする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 使用者の責めに帰すことができない理由によって市場の施設を使用できないことが引き続き3日以上に渡ったとき。

(2) 第75条の規定による使用の停止が3日以上に渡ったとき。

(3) 使用者が国又は他の地方公共団体その他公共団体であるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、過納、誤納その他市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、使用料に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 開設者の遵守事項等

第1節 開設者の遵守事項

(差別的取扱いの禁止)

第82条 開設者は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売予定数量等の公表)

第83条 市長は、卸売業者から第67条の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売予定数量及び産地その他の規則で定める事項を公表するものとする。

第2節 検査及び監督

(報告及び検査)

第84条 市長は、この条例に定められている遵守事項その他の市場関係事業者の業務の制限に関する事項を取引参加者及び関連事業者に遵守させるために必要な限度において、取引参加者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に取引参加者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う

場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第85条 市長は、この条例に定められている遵守事項その他の市場関係事業者の業務の制限に関する事項を取引参加者及び関連事業者に遵守させるために必要があると認めるときは、その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第86条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該卸売業者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

(1) 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。

(2) 5万円以下の過料を科すこと。

(3) 第7条第1項の許可を取り消すこと。

(4) 6月以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該仲卸業者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

(1) 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。

(2) 5万円以下の過料を科すこと。

(3) 第25条第1項の許可を取り消すこと。

(4) 6月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部又は一部の停止を命ずること。

3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該売買参加者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- (1) 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。
- (2) 5万円以下の過料を科すこと。
- (3) 第34条第1項の承認を取り消すこと。
- (4) 6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。

4 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該関連事業者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- (1) 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。
- (2) 1万円以下の過料を科すこと。
- (3) 第39条第1項の許可を取り消すこと。
- (4) 6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部又は一部の停止を命ずること。

5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) せり人がせり売に関し委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。
- (3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条

例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

第8章 雑則

(卸売業務の代行)

第87条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなったときは、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がない場合又は他の卸売業者に行わせることが不相当と認める場合は、自らその卸売の業務を行うものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がない場合又は不明な場合について準用する。

(無許可営業の禁止)

第88条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入等に対する指示)

第89条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬を禁止することができる。

(市場の秩序の保持等)

第90条 市場に入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行っ

てはならない。

- 2 市長は、市場における秩序の保持又は公共の利益を図るため必要があると認めるときは、市場に入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置を講じることができる。

(許可等の制限又は条件)

第91条 市長は、この条例の規定による許可、認可、承認又は指定に、制限又は条件を付けることができる。

- 2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(委任)

第92条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正後の卸売市場法第4条第1項の認定を受けた日後において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の卸売市場法（以下「旧卸売市場法」という。）又はこの条例による改正前の新潟市中央卸売市場業務条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の新潟市中央卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に相当の規定があるものは、この附則に別に定めるものを除き、改正後の条例の相当の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者（第7条第1項の許可を申請する者の業務を執行する役員を含む。）について、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過するまでの間、市長は、第7条第1項の許可、第17条第1項の登録、第25条第1項の登録又は第39条第1項の許可をしてはならない。

4 卸売業者が改正後の条例第68条第1項の規定による委託手数料率を改正前の条例第66条第1項の規定により届け出た委託手数料率と同じ率にするときは、改正後の条例第68条第1項の規定による届出を要しないものとする。

別表（第81条関係）

種別		額
卸売業者市場 使用料	取扱品目	市場内外において取引した卸売金額（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る金額に当該金額の消費税等相当額を加算して得た額をいう。）から当該卸売金額の消費税等相当額を減じて得た額に100分の110を乗じて得た額の1,000分の1.5に相当する額
	取扱品目以外の物品	市場内に保管した物品の取引に係る売上金額から当該売上金額の消費税等相当額を減じて得た額に100分の110を乗じて得た額の1,000分の1.5に相当する額
仲卸業者市場 使用料	直荷引きによる取引	卸売業者以外の者から仕入れた取扱品目（本市の区域内にある法第4条第1項に基づく中央卸売市場及び法第13条第1項に基づく地方卸売市場からの転送により仕入れた物品を除く。）及び取扱品目以外の物品の

		仕入金額から、当該仕入金額の消費税等相当額を減じて得た額に100分の110を乗じて得た額の1,000分の1.5に相当する額
	取扱品目以外の物品の取引	市場内に保管した物品の取引に係る仕入金額から当該仕入金額の消費税相当額を減じて得た額に100分の110を乗じて得た額の1,000分の1.5に相当する額
卸売業者売場使用料		1平方メートルにつき月額468円
仲卸業者売場使用料		1平方メートルにつき月額1,050円
業者事務所使用料	中央棟部分	1平方メートルにつき月額987円
	中央棟部分以外の部分	1平方メートルにつき月額797円
関連事業所使用料		1平方メートルにつき月額1,050円
保管所使用料		1平方メートルにつき月額1,050円
用地使用料		1平方メートルにつき月額200円
駐車場使用料		1区画につき月額3,143円